

三郷市 第1回自治基本条例づくり講演会 & 懇談会

「自治基本条例とは！」

松下啓一先生

平成 20 年 5 月 29 日(木)

講演概要

1. 自治基本条例の定義～自治体の憲法？～

【地方分権、自分たちのまちづくりを自分たちで考える時代】

- ・ 自治基本条例策定の背景のひとつである地方分権の流れの中で、自分たちでまちのつくり方を考えていくことが問われている。そのルールを考えるとときにきている。

2. なぜ自治基本条例をつくるのか

【地方分権は、国、都道府県、市町村を横系列にした改革】

- ・ 第一の改革は明治維新、第二の改革は戦後改革、第三の改革は、地方分権により、上に住民がいて、国、都道府県、市町村が横系列になった。

【“地方分権、だから自治体の憲法が必要”という気になるか】

- ・ 地方分権であるから、地域にふさわしい憲法が必要だというのが、これでは正直なところ、リアリティーを持ってつくる気にはならない。繰り返すが、なぜつくらなければいけないのか？

【人口減少時代を生き残るための自治基本条例づくり】

- ・ 自治基本条例の必要性として人口減少を挙げる。人口減少により加速的に税収が減少していく中で、それぞれのまちごとに、どのような政策をとるのか、それを決めていくのが自治基本条例である。

3. 自治基本条例はいらない？

【地方自治法は、自治のルールとして不足しており、補完する必要がある。】

- ・ 日本には日本国憲法があり、地方自治法があるから自治基本条例は要らないという議論があるが、地方自治法は戦後改革のときにつくられた法律であり、まちの中身や自治の方法は国が考える、地方自治体は平素の運用をそのとおりにやる時代につくられた。この法律を見て「ではうちのまちはこんなふうにつくっていかう」とい

うことは見つからない。地方自治法を補完する部分が必要だ。

【基本構想は“まちの中身”。自治基本条例は“まちのつくり方”。】

- ・ 基本構想は「まちの中身」、自治基本条例は「まちのつくり方」だ。中身とつくり方は、両方あって初めてうまくいく。住民参加をするのか、行政だけでやっていくのか、そういうシミュレーションをするのが自治基本条例づくりなのだ。

【市民憲章では大ざっぱ過ぎる】

- ・ 市民憲章は5条ぐらいしかないため、20年、30年後のまちをみんなで作っていくルールとしては、あまりにも大ざっぱ過ぎる。

【自治基本条例では“9人全員で野球する”ためのルールを規定する】

- ・ 試合に勝つために、「9人全員で野球をやる」こと、つまり、今よりも豊かな暮らしをする目標に向かってみんなで一緒にやることが大事だ。自治の担い手がそれぞれどのように動くのかルールを決めるのが自治基本条例だ。

【“新しい公共領域”を担うのは市民と政府】

- ・ これまでは、政府が公的なことを行い、民間は私的利益を追求する考え方しかなかった。しかし、今後は、政府と市民の両方の力を合わせて新しい公共領域をつくっていく。

【政府だけでなく、“新たな公共領域”にもルールが必要だ】

- ・ 今までの自治基本条例は、政府の領域を中心につくられていた。
- ・ しかし同時に、市民の領域も自治基本条例の内容として重要である。例えば公共的な活動をするNPOを行政が応援していく考え方である。

5. 自治基本条例のつくり方

【自治基本条例を自分たちの身に付け、動かすことが重要だ】

- ・ 自治基本条例づくりの3つの原則は、第1原則：内容が十分に記述されていること。第2原則：十分に自治の担い手たちの身に付いていること。第3原則：実効性が十分担保され、動く条例だということ。